

沿岸広域振興局長告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年11月8日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村机144番7地先から144番1地先まで	新	m 34.0～15.5	m 122.5
	旧	34.0～19.0	122.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成23年11月8日から同年12月8日まで